

令和8年度 離島活性化推進事業「伊江村相談環境構築支援事業」業務委託に係る仕様書

1 委託事業名

伊江村子ども相談環境構築支援業務

2 事業の目的

伊江村には高等学校がなく、中学卒業と同時に親元を離れ、島外の寮やアパートでの生活を余儀なくされる生徒がほとんどである。こうした急激な生活環境の変化により、身近に相談相手がいない孤立感や、生活上の困り事を抱える生徒が少なくない。本事業により、オンライン窓口や専門家による相談体制を構築することで、生徒の孤立感を解消し、島外での安定した就学や生活を支援する。また、その家族を必要な支援につなげる体制の強化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託の内容

(1) 相談支援業務

- ・ ソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を必要に応じて保護者と子どもを支援機関へのつなぎを村（教育委員会含む）、関係機関・団体、教育・福祉・保健関係者などと連携し、子育て等に関する以下の活動を行うこと。

- ① 相談・支援の対応
- ② 相談環境構築（オンライン相談）

* オンライン相談については、子どもとその家族相談及び支援機関との調整

- ・ 必要に応じて、適切な支援機関と協働すること。

(2) 支援対象者

次のいずれか要件を満たす者又はそれに準ずる者と伊江村が認める者。

- ・ 伊江村に住民登録がある又は居住実態がある子どもとその家族（子どもと保護者への支援が必要な場合は、世帯全体が抱える問題にも対応すること）
- ・ 伊江村内の中学校を卒業した者で満18歳以下の子どもで生活等に悩みを抱えている者

(3) 支援実施体制の整備

ア つなぎ支援

適切な機関が村内にない場合、広域支援機関（国・県支援機関）と連携し、将来にわたり困難に陥らないよう努めること。また、独自企画提案として相談環境の構築に資する支援体制と考え方を提案すること。

1. 支援に関する実践的・専門的なノウハウの構築
2. 円滑な連携のための支援環境の構築
3. 必要に応じて直接支援と村内支援機能の補完
4. 上記1～3の役割について疑義が生じた場合、
教育委員会と受託団体との協議の上で決定する。

ウ 人員の配置

1. (1) の支援を行うにあたり、相談支援等の専門性を有する人材で、必要な人数1人以上（他業務との兼務可）を配置すること。
 2. 業務全体の管理及び事務の執行に必要な人員を配置すること。（他業務との兼務可）
 3. (1) の支援を行うにあたり、伊江村の相談環境構築支援に必要な人員を配置すること。（他業務との兼任可）
 4. (1) の支援を行うにあたり、困難事例等に対応できる人員を確保すること（スーパーバイズとして医師、弁護士、大学教授等）
- (4) 業務実施状況の報告等
- ・ 業務実施状況について、月報を作成し、翌月10日までに報告を行うこと。
 - ・ 業務実施状況の確認等に必要範囲で村との調整会議への出席を行うこと。
- 5 成果品
- 業務報告書を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体（CD-R等）に保存し提出すること。
- 提出部数は、印刷製本2部、電子記録媒体1部とする。

6 著作権

成果品の著作権は伊江村に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者において責任をもって処理すること。

7 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの総括的かつ根幹的な業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による村の承認を得なければならない。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

ア 事業に係る人件費の経費については、労働条件等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%までとする。

ウ 事業の実施に必要な経費については、給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費）、役務費

（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料とする。

エ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

(2) その他

ア 業務実施に当たっては、村と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。

イ 個人情報の収集や利用、管理については「伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成17年6月17日伊江村条例第10号）の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び清算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

10 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、村と協議の上、決定するものとする。